



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任の届出 (村づくり計画課) 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (村づくり計画課) 1
- 歳入の収納の事務の委託 (水産課) 2
- 歳入の徴収の事務の委託 (住宅課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件 (北部土木事務所) 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (中部土木事務所) 3
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止 (中部土木事務所) 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件 (南部土木事務所) 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (宮古土木事務所) 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (警察本部運転免許課) 6

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員 (心理職) 選考採用試験の実施 6

選挙管理委員会事項

- うるま市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 8

正 誤

- 平成27年 3月31日付け公報号外第4号中訂正 16
- 平成27年 3月31日付け公報号外第6号中訂正 16
- 平成27年 3月31日付け公報号外第7号中訂正 16
- 平成27年 4月7日付け公報定期第4336号中訂正・6件 16

告 示

沖縄県告示第290号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり長浜川土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 5月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲村渠英正	読谷村字瀬名波557番地 1

任期 平成27年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

沖縄県告示第291号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市石川東山土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	西原武雄	浦添市伊祖三丁目44番6号106号
理事	伊波タエ子	うるま市石川二丁目19番7号
理事	奥原宗時	うるま市石川東山一丁目5番地9
理事	又吉清一	浦添市宮城一丁目24番9号
理事	幸喜勇	うるま市字喜屋武385番地101号
監事	伊波淳	うるま市石川1891番地2
監事	佐次田安子	うるま市石川3463番地2

任期 平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	石川善秀	うるま市石川東山一丁目9番地2
理事	伊波タエ子	うるま市石川二丁目19番7号
理事	伊波康德	うるま市石川一丁目24番38号
理事	奥原宗時	うるま市石川東山一丁目5番地9
理事	西原武雄	浦添市伊祖三丁目44番6号106号
監事	伊波淳	うるま市石川1891番地2
監事	佐次田安子	うるま市石川3463番地2

沖縄県告示第292号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年 5月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県信用漁業協同組合連合会
 - (2) 所在地 那覇市前島3丁目25番39号
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第293号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成27年 5月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 委託した徴収事務 北部地区、中部A地区、中部B地区及び南部地区の県営住宅に係る県営住宅使用

料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務

(2) 受託者の名称及び所在地

ア 名称 沖縄県住宅供給公社

イ 所在地 那覇市旭町114番地7

(3) 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2(1) 委託した徴収事務 宮古地区及び八重山地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務

(2) 受託者の名称及び所在地

ア 名称 住宅情報センター株式会社

イ 所在地 宮古島市平良字西里1107番地7

(3) 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第294号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年5月12日

沖縄県北部土木事務所長 田 原 武 文

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日 平成27年2月23日

3 指定に係る道路の位置 名護市字屋部862番4

4 指定に係る道路の延長及び幅員

(1) 延長 105.30メートル

(2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第295号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年5月12日

沖縄県北部土木事務所長 田 原 武 文

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日 平成27年3月3日

3 指定に係る道路の位置 名護市字久志218番6及び224番2

4 指定に係る道路の延長及び幅員

(1) 延長 37.00メートル

(2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第296号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年5月12日

沖縄県中部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日 平成27年2月17日

3 指定に係る道路の位置 北中城村字仲順260番4及び260番6

4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 34.50メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル
-

沖縄県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年 5月12日

沖縄県中部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
 - 2 廃止の年月日 平成26年7月30日
 - 3 廃止に係る道路の位置 西原町字棚原90番及び91番地先の里道
 - 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29.31メートル
 - (2) 幅員 3.64メートル～5.39メートル
-

沖縄県告示第298号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年 5月12日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成26年11月21日
 - 3 指定に係る道路の位置 南城市佐敷字津波古1359番4
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 48.67メートル
 - (2) 幅員 4.05メートル～6.10メートル
-

沖縄県告示第299号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年 5月12日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成26年12月2日
 - 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字名嘉地名嘉地原24番8、24番9、字我那覇後原193番4及び193番4地先の里道
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 18.36メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル
-

沖縄県告示第300号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年 5月12日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成27年2月2日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字真玉橋後原437番13、437番14、438番7及び438番8
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 12.10メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第301号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成27年5月12日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成27年2月4日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字屋嘉部久祿原55番2、55番3、56番2及び56番2地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 31.20メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第302号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成27年5月12日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成27年3月3日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里東大原1171番11、1171番13、1172番26及び1172番27
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 40.00メートル
 - (2) 幅員 4.10メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年5月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月2日 沖縄県指令土第747号、平成26年10月3日 沖縄県指令土第1082号（変更）、平成26年11月11日 沖縄県指令土第1203号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字古謝萱畑原976番ほか2筆（4工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5F 株式会社UCHI 代表取締役 高江洲篤
- 5 検査済証番号 平成27年4月27日 第4202号

6 工事完了年月日 平成27年 4月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月25日 沖縄県指令士第1250号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原2890番2及び2890番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平167番地3 大城道夫
- 5 検査済証番号 平成27年 4月27日 第4203号
- 6 工事完了年月日 平成27年 1月 3日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年 5月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物品等の名称	購入予定数量	契約単価
I C免許証用カード基体	281箱	396,000円
新運転経歴用カード基体	5箱	150,600円
I C免許証用インクリボン	127箱	140,000円

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年 4月 1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

病院事業局事項

沖縄県病院事業局職員（心理職）選考採用試験を次のとおり行います。

平成27年 5月12日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

1 試験職種、採用予定数及び職務内容

試験職種	採用予定数	職務内容	勤務箇所
病院心理	若干名	心理療法関係の業務に従事します。	県立病院（6か所）において従事します。

2 受験資格

- (1) 年齢 昭和31年4月2日以降に生まれた者で、病院において臨床心理の職務経験を有するもの

(2) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所等

試験	日時	科目	内容	会場
第1次試験	平成27年6月28日 (日) 9時30分から 15時30分まで	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験	沖縄大学 (那覇市)
		専門試験	病院心理職として必要な専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験	
第2次試験	平成27年8月5日 (水) 時間等については、第1次試験合格者に直接通知します。	作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについての筆記試験	沖縄県本庁舎 (那覇市)
		面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するための個別面接試験	

4 受験手続

(1) 申込先 沖縄県病院事業局県立病院課（沖縄県本庁舎4階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098（866）2832（直通）

(2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留郵便で郵送してください（直接提出は不可）。その際、封筒の宛名面に「病院事業局試験申込書在中」と朱書きしてください。

ア 平成27年度沖縄県病院事業局職員（心理職）選考採用試験申込書

自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込み前3月以内に撮影した写真（タテ約5.0cm・ヨコ3.5cm）を所定のところに貼付してください。

イ 52円切手を貼ったはがき（官製はがき可）

受験票として後日返送するので、表面に受験者の氏名及び受取先住所を明記してください。

(3) 受付期間 平成27年5月14日（木）から同月27日（水）まで。ただし、平成27年5月27日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

5 合格者の発表

	発表時期	方法
第1次試験合格者	平成27年7月中旬	沖縄県本庁舎正門に掲示するほか、沖縄県病院事業局ホームページ（ http://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyojin/index.html ）に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	平成27年8月下旬	

6 合格発表後の取扱い

(1) 最終合格者は、平成27年度沖縄県病院事業局職員（心理職）選考採用候補者名簿に登録されます。

(2) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用を辞退した者は、選考採用候補者名簿から削除します。

(3) 採用は原則として平成28年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。

(4) 受験資格がないことが判明した場合には、合格を取り消します。

7 給与等

採用時の職名は主事又は主任で初任給は平成27年4月1日現在、137,600円（高校卒）で、経験年数等を加味した額が支給されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じ

て支給されます。

8 注意事項

- (1) 試験当日は、受験票（はがき）、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず返却しません。
- (3) 試験会場は駐車場を確保していませんので、自家用車、オートバイ等の乗り入れはできません。公共交通機関を利用し、早めに来場してください。
- (4) 試験会場には喫煙場所がありませんので、喫煙は全面禁止とします。
- (5) ゴミは試験会場に捨てずに各自必ず持ち帰ってください。
- (6) 平成27年6月22日（月）までに受験票が到着しないときは、沖縄県病院事業局県立病院課人事担当に連絡してください。

9 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

台風等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、沖縄県病院事業局ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html>）に掲載します。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第8号

当委員会は、平成26年10月5日執行のうるま市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年5月12日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県うるま市みどり町1丁目11番13号

審査申立人 平 正 盛（63歳）

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成26年12月1日をもって提起された同年10月5日執行のうるま市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、平成26年10月17日をもってうるま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年11月14日、この申出を棄却する旨決定した。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取消し、本件選挙の最下位当選人佐久田悟（以下「佐久田候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙における開票事務では「平良」と記載された票は全て平良榮順（以下「平良候補」という。）に投ぜられたものとして取り扱われている。「平良」と記載された票の全てを平良候補に投ぜられたものとして取り扱ったのであれば、開票事務のその過程で、「平」と記載された票も「平良」と誤認して平良候補の票に混入させた可能性は否定できない。本件選挙における当選人とされた佐久田候補の得票数は1,302票、落選人（次点）とされた申立人の得票数は1,299,806票であり、その差はわずか2,194票にすぎないことから、平良候補に投ぜられた票について再度検票を行えば、申立人と佐久田候補の当選が変わる可能性がある。
- 2 申立人の姓である「平」は、戦後の戸籍再生の折に改正したものであり、その祖先は戦前は「平良」姓を名乗っていたため、投票者の中には申立人に投票する意図で単に「平良」と記載した者もいる。したがって投票用紙に「平良」と記載されている票が何票あるのか確認し、その票を平良候補と申立人であん分すべきである。また、平良候補の「平良」の票のうち「良」の文字が書き直されていたり、斜線等で消されている可能性もあり、はっきり判別できないものは「平」の票にすべきである。

- 3 申立人の旧姓は、「吉村」で、大学を卒業し社会人になって結婚した後まで、「吉村」姓であった。無効投票の中に「吉村（よしむら・ヨシムラ）」で投票されている可能性もあることから無効投票を再点検する必要がある。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審査において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、適法なもの認め、これを受理し、市委員会から弁明書を、申立人にはこれに対する反論書を提出させ、本件申立ての内容及び最下位当選人と次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求めるとともに、市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、申立人の主張するような票の混入等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審査を尽くした結果は次のとおりである。

1 選挙会の決定

申立人は、平成26年10月5日執行の本件選挙における立候補者であり同日開催の選挙会（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第79条の規定による開票事務と合同の選挙会）において得票数1,299,806票と決定され、佐久田候補の得票数1,302票に対し、その差2,194票で落選人と決定されたことは記録上明らかである。

2 投票の開披点検

当委員会は、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、平成27年3月20日、職権に基づき投票の開披点検を行った。

開披点検は、申立人、申立人代理人、利害関係者である最下位当選人の佐久田候補の代理人及び下位当選人の永玉栄靖（以下「永玉栄候補」という。）の代理人並びに市委員会の立会いのもとに慎重かつ厳正に行った。

開披点検においては、まず、全投票について、選挙録との照合を行った後、平良候補、あん分投票、申立人、佐久田候補及び永玉栄候補の各有効投票並びに無効投票について一票ずつ点検を行い、その中から、当委員会が特に疑義のあると思われるものを抽出した。

その結果は、次のとおりである。

(1) 申立人の主張する投票の有無について

平良候補の有効投票の中には、「平良」の「良」の文字が明確に判別できない投票は存在せず、申立人が審査申立書及び反論書で主張していた、「平良」の二文字のみ記載された投票は15票存在した。申立人は、当該投票を平良候補と申立人であん分すべきであるとしているが、同一の氏名、氏又は名の候補者につき、字又は訓による同一の氏名、氏又は名のみを記載した投票が、公選法第68条の2に該当して有効としてあん分されるのであって、同一でない部分が一部でも記載されたもの、または同一である氏又は名の一部のみを記載したものは、本条の適用を受けるものではないとされていることから、申立人の主張は理由がない。

また、平良候補の有効投票の中には「平榮順」と記載された投票が15票あり、申立人の有効投票の中には「平」の一文字のみ記載された投票が8票、「平良正盛」「平良マサモリ」「平良まさもり」と記載された投票が合計12票、それぞれ存在し、「無効投票」の中には、申立人の旧姓である「吉村（よしむら・ヨシムラ）」と記載された投票は存在しなかった。

(2) 当委員会の抽出した票について

甲（佐久田候補の有効投票から抽出したもの）	2票
乙（永玉栄候補の有効投票から抽出したもの）	1票
丙（無効投票から抽出したもの）	6票
計	9票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

3 抽出票に対する主な判断基準

抽出票に対しては、以下の判例等の判断基準によった。

- (1) 個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であっても、「公職選挙法第六七条が（前略）投票の効力を決定するに当たっては、公選法第六八条の規定に反しない限り、その投票した選挙人の意思が明白であれば、そ

の投票を有効とするようにしなければならないと規定している法意に徴すれば、当該投票を有効と認定するについては選挙人が候補者の何人に投票したかその意思が投票の記載自体から明認できる場合であることを必要とするものと解すべきである。」（昭和36年9月14日最高裁判決）とされていること。

また、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決）であるとされていること。

(2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公選法第六七条が、同法第六八条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するもの、右の趣旨を明示したものにはほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあつては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかに容認しがたい。」（昭和42年9月12日最高裁判決）とされていること。

(3) 他事記載に関しては、公選法第68条第1項第6号において、候補者の氏名のほか他事（職業、身分、住所又は敬称の類を除く。）を記載した投票を無効とする旨定めており、他事記載の投票を無効とする趣旨は、「投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」（昭和63年6月30日仙台高裁判決）とされていること。

一方で、「投票者の意図如何は明らかでなくても、それが無意識的なものでなく、ともかくも書くことにつき意識あつて記載したものであるというべき限りは原則として事項の大小などを問わず、一般的に選挙の公正を害するおそれがあるものとして無効とされなければならない。」（昭和35年3月24日高松高裁判決）とされていること。

4 抽出票に対する判断

上記判断基準に基づき、本件の投票（抽出票）の効力について順次検討する。

(1) 佐久田候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲(1)は、佐久田候補の氏名に加え、「!!」が記載された投票であるが、佐久田候補の氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等のいずれかに該当するものとは解することはできず、当該記載を書くことにつき意識あつて記載したものと認めざるを得ず、候補者の氏名のほか他事を記載したものと無効投票と解するのが相当である。

別表甲(2)は、「サタグ」又は「サタブ」と判読できる。氏又は名が「サ」で始まる候補者は、氏はなく、名は伊盛サチ子候補と佐久田（サトシ）候補の2名がおり、また、「サタグ」又は「サタブ」に類似する文字を有する候補者は、瑞慶山良貞候補（ズケヤマヨシサダ）候補と徳田政信（トクダマサノブ）候補の2名いるが、記載全体の類似性からすると、「サクダ」と書こうとして「サタグ」または「サタブ」と誤記したものと解するのが相当である。

(2) 永玉栄候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙(1)は、文字に不慣れな選挙人が本投票の上側を右方にして書いたものと認められ、片仮名で「ヤスオ」とも読め得る。氏又は名が類似する候補者は、氏はなく、名は西野一男（カズオ）候補と田仲康和（ヤスカズ）候補の2名がいるが、3文字中2文字が一致し、1文字目が「ヤ」と明確に記載されていることから、全体的に見て、永玉栄候補の名の「ヤスシ」を書こうとして、3文字目がオのように見える記載になってしまったものと解するのが相当である。

(3) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丙(1)は、明確に「平マサムネ」と判読できる。名に類似する文字を有する候補者は、幸地政和（マサカズ）候補、中村正人（マサト）候補、下門勝（マサル）候補及び徳田政信（マサノブ）候補の4名がいるが、他の候補者に「平マサ」まで一致するものはいないことから、申立人の名「マサモリ」を「マサムネ」と覚え違い、又は記憶違いでそのまま記載してしまったものと解するのが相当である。なお、2文字目の「マ」の1画目の途中に薄い斜め線の記載が確認できるが、運筆の具合から誤って不用意に記載してしまったか、「マ」の3画目の記載位置がずれたものと認められ、他事記載にはあたらないものと解する。

別表丙(2)は、第1字及び第2字は、その記載が不明瞭であり、判読が難しいが、漢字で「金城」とも読め得る。第3字から第5字は片仮名でそれぞれ、「マ」、「サ」、「モ」、第6字については、平仮名の「い」、もしくは片仮名の「リ」のいずれかと判読できる。氏が「金城」の候補者は金城勝正候補と金城加奈栄候補の2名がおり、そのうち金城勝正候補は、名が「カツマサ」で、「マサモリ」と2文字が符号しているため、全体として見ると候補者の何人を記載したかを確認しがたいものとして無効投票と解するのが相当である。

別表丙(3)は、文字に不慣れな選挙人が書いたものと認められ、第1字は片仮名の「サ」、第2字は片仮名の「フ」又は「ク」、第3字は片仮名の「ラ」又は「タ」と記載しようとして第3画目が右にはみ出たものとも判読でき得る。「サクラ」と判読した場合には、沖縄地方の方言や発音の地域特性あるいは年齢的な特性により、「ダ」を「ラ」と発音することがよくあり、その発音どおりに忠実に文字に起こして記入した可能性が考えられる。実際、佐久田候補の有効投票の中に「サクラ」または「さくら」と記載された投票が8票、「サクラ悟」、「サクラサトシ」と記載された投票がそれぞれ1票存在した。また、他に氏又は名が、「サ」から始まる候補者は、氏はなく名は伊盛サチ子候補と佐久田（サトシ）候補の2名がいるが、記載全体の類似性からすると、佐久田候補の氏「サクダ」を誤記したものと解するのが相当である。なお、2文字目の下に薄い斜め線の記載が確認できるが、書き始め及び運筆途中に不用意に付着したものと認められ、他事記載にはあたらないものと解する。

別表丙(4)は、2文字目は「シ」と記載されているが、沖縄地方の方言や発音の地域特性あるいは年齢的な特性により「ス」が「シ」と発音されている可能性が考えられ、その発音どおりに忠実に文字に起こして表記した可能性が考えられる。

また、1文字目を「ヤ」ではなく「カ」とした場合、氏又は名が「カ」で始まる候補者は氏はなく、名は、宮城一寿（カズトシ）候補、金城勝正（カツマサ）候補、西野一男（カズオ）候補、金城加奈栄（カナエ）候補の4名がいるが、いずれも音声的な類似性がなく、文字の形状が類似する「シ」や「ツ」を含む候補者2名「カズトシ」「カツマサ」はいずれも4文字であることから、これらの候補者への投票と考えるのは不自然である。

次に、名の最後の文字が「シ」である候補者は、名嘉山隆（タカシ）候補、伊波洋（ヒロシ）候補、宮城一寿（カズトシ）候補、大城直（ナオシ）候補、佐久田（サトシ）候補、永玉栄（ヤスシ）候補及び仲程孝（タカシ）候補の7名がいるが、1文字目の形状から「タ」、「ヒ」、「ナ」、「サ」と誤認する可能性は低く、「カズトシ」は4文字である。

続いて、1文字目が「ヤ」で始まる候補者は、氏はなく、名は永玉栄（ヤスシ）候補と田仲康和（ヤスカズ）候補の2名がいるが、「ヤスカズ」は4文字となっている。

以上により、当該投票は全体的に見て「ヤスシ」と記載しようとして「ヤス」を「ヤシ」と発音して記載した永玉栄候補の有効投票と解するのが相当である。実際、永玉栄候補の有効投票の中に「ヤシシ」（「ヤツシ」）と記載された投票が1票存在した。

別表丙(5)は、文字に不慣れな選挙人が書いたものと認められ、「カスシ」又は「ヤスシ」と判読できる。本投票に類似する文字を有する候補者は、宮城一寿（カズトシ）候補、永玉栄（ヤスシ）候補及び西野一男（カズオ）候補の3名がおり、特に永玉栄候補の名「ヤスシ」を記載したもの、又は、宮城候補の「カズトシ」の第3字「ト」を脱落し記載したもののいずれかであるかを判断し難く、候補者の何人を記載したかを確認しがたいものとして無効投票と解するのが相当である。

別表丙(6)は、投票用紙の裏面に「さくた」と記載された投票である。

候補者の氏名を、投票用紙の裏面に記載した投票については選挙の自由公正を害せざる限りその投票は有効であるとされている。

本投票についてみると、「さくた」と平仮名で明確に記載されており、氏が類似する候補者は、奥田（おくだ）候補と徳田（とくだ）候補の2名がいるが、1文字目が「さ」と明確に記載されており、3文字中2文字が一致することから、全体的に見て、佐久田候補の氏の「さくだ」を書こうとして3文字目の「だ」を誤記、又は漢字の「佐久田」を「さくた」と読み記載したものと解するのが相当である。

5 申立人及び佐久田候補の有効投票

以上の検討の結果によると申立人及び佐久田候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

	申立人	佐久田候補
有効投票中	減なし	1票減
無効投票中	1票増	2票増
計	1票増	1票増

上記の結果により選挙会において決定された両者の得票数である

申立人	1,299.806票
佐久田候補	1,302.000票

は修正すべきこととなる。さらに申立人の有効投票が1票増となったことにより、あん分による得票として平良候補（基礎票1,938票）とあん分すべき7票に異動が生じ、平良候補は0.001票減、申立人は0.001票増となることから、両者の得票数は、

申立人	1,300.807票
佐久田候補	1,303.000票
差	2.193票

となる。

したがって、佐久田候補の得票数は、申立人のそれを2.193票上まわり、異議の申出を棄却した市委員会の決定は、これを取消すべき理由はない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年 4月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

別表 甲

番号	(1)	(2)
投票	<div data-bbox="352 445 624 517" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ぼ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="352 517 624 1070" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">サ ク ダ</p> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">小 橋</p> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">川</p> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">ナ ト シ</p> </div>	<div data-bbox="724 445 995 517" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ぼ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="724 517 995 1070" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">サ タ ブ</p> </div>

別表 乙

番号	(1)
投票	<div data-bbox="360 1366 632 1438" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ぼ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="360 1438 632 1991" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">サ ス キ</p> </div>

別表 丙

番号	(1)	(2)	(3)
投票	<div data-bbox="296 454 564 524" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="391 584 497 972" style="text-align: center; font-family: cursive;"> 平 マ カ ム ネー </div>	<div data-bbox="667 454 935 524" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="727 692 831 1043" style="text-align: center; font-family: cursive;"> カ シ タ マ サ モ リ </div>	<div data-bbox="1034 454 1302 524" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="1129 568 1246 958" style="text-align: center; font-family: cursive;"> サ ス ケ </div>

別表 丙

番号	(4)	(5)
投票	<div data-bbox="296 1373 564 1442" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="400 1547 544 1861" style="text-align: center; font-family: cursive;"> カ シ タ マ サ モ リ </div>	<div data-bbox="667 1373 935 1442" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="756 1491 852 1727" style="text-align: center; font-family: cursive;"> カ ス シ </div>

別表 丙

番 号	(6)
投 票	

正 誤

平成27年 3月31日付け公報号外第4号掲載の「沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第36号・沖縄県教育委員会教育長訓令第4号・沖縄県警察本部訓令第5号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
28	下から15	県民生活課消費班	県民生活課消費生活班

平成27年 3月31日付け公報号外第6号掲載の「教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令（沖縄県教育委員会訓令第5号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	上から10	認め印すべき者	認印すべき者
7	上から7	第8号様式から第11号様式まで	第8号様式及び第9号様式
7	上から8	第8号様式から第9号様式まで	第8号様式及び第9号様式

平成27年 3月31日付け公報号外第7号掲載の「沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令（沖縄県人事委員会訓令第3号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
49	上から6	第1号様式（第6条関係）	第1号様式（第6条関係）

平成27年 4月7日付け公報定期第4336号掲載の「県営都市公園の利用料金の承認（沖縄県告示第236号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から17	興業	興行

平成27年 4月7日付け公報定期第4336号掲載の「県営都市公園の利用料金の承認（沖縄県告示第237号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から3	興業	興行

平成27年 4月7日付け公報定期第4336号掲載の「県営都市公園の利用料金の承認（沖縄県告示第238号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	下から10	興業	興行

平成27年 4月7日付け公報定期第4336号掲載の「県営都市公園の利用料金の承認（沖縄県告示第239号）」中次のとおり誤り。

号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から10	興業	興行

平成27年 4月 7日付け公報定期第4336号掲載の「県営都市公園の利用料金の承認（沖縄県告示第240号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から11	興業	興行

平成27年 4月 7日付け公報定期第4336号掲載の「県営都市公園の利用料金の承認（沖縄県告示第241号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
5	上から 9	興業	興行

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--